

第 3 回福津市農業委員会総会議事録

開催日時：令和 6 年 3 月 5 日 午後 3 時 10 分から

開催場所：福津市立図書館 研修室 1

出席者：農業委員 11 名、推進委員 10 名、事務局 2 名

欠席者：無

議事録署名委員：農業委員 2 名

発言者	内容
局長	只今から第 3 回福津市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席農業委員数は 11 名でございます。 よって、福津市農業委員会会議規程第 10 条の定数に達しておりますので、本会議は成立しております事をご報告申し上げます。では、会長ご挨拶をお願いいたします。
会長	<会長挨拶>
局長	続きまして、会議規程第 8 条の規定により、会長へ本総会における議長の就任をお願いしたいと思います。
議長	それでは、会議規程第 44 条による本日の議事録署名委員は、7 番、8 番の委員をお願いいたします。また、本日の議案は先に配布しておりました、日程第 1 議案第 13 号から日程第 6 議案第 18 号の審議をお願いいたします。なお、発言につきましては挙手の後、自己の番号と氏名を告げ、起立の上お願いいたします。また、採決につきましては、農業委員による採決となります。 それでは、日程第 1 議案第 13 号農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 1 について、事務局の提案をお願いします。
事務局	<議案朗読>
担当委員	譲受人は、初めて田の耕作をされるそうです。竹が生えている耕作放棄地も含まれていますが、しっかりと耕作していただくよう伝えていきます。水利に厳しい地域ですので、しっかりした管理を依頼しております。
事務局	福祉系の事業を運営されておりますので、そちらへ貸し出し、管理していくとのことです。

議長	<p>この件について、質問や意見などはありませんか。</p> <p>質問等が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可といたします。</p> <p>次に、番号2について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局	<議案朗読>
担当委員	申請地は譲受人の自宅から近く問題ないかと思われます。
事務局	申請地に大根、白菜を作付けされます。自宅から1 kmほどの農地で、地域に協力し、農地として使っていただけるものと判断しております。
議長	<p>この件について、質問や意見などはありませんか。</p> <p>質問等が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可といたします。</p> <p>次に、番号3について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局	<議案朗読>
担当委員	周囲を宅地に囲まれ、進入路もない農地です。隣接地の通行の許可をもらわれております。果樹を栽培されます。
事務局	以前から、所有者の方より売買の相談があっていた農地です。譲受人の不動産関連業の中で話があり、売買が成立したようです。
議長	この件について、質問や意見などはありませんか。
農業委員	下限面積要件の撤廃があり、今後もこの譲受人のような、耕作実績もなく農機具等も所有されていない方からの申請が増えることが心配されます。
事務局	<p>昨年の4月に農地法が改正され、いわゆる5反ルールがなくなりました。周辺の自治体や諸会議でも協議しているところですが、明確な要件が示されていないままで、委員会で判断せざるを得ない状況です。事務局としては、申請書や添付の営農計画書で判断しているところですが、この申請の譲受人は、本人所有の農機具等は今はありませんが、必要なものは購入し、実家が建設業を営まれておりますので、借りることができるということです。</p>
議長	<p>他に、質問や意見などはありませんか。</p> <p>質問等が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。賛成多数で許可といたします。</p> <p>次に、番号4について、事務局の提案をお願いします。</p>

事務局 担当委員	<p><議案朗読></p> <p>以前、医療法人が事業目的で購入されていた農地です。申請地は譲受人の自宅の横で家庭菜園的に季節露地野菜を栽培されます。近くの畑でも耕作されています。転用目的は無く、農地として利用されることを確認しております。</p>
議長	<p>この件について、質問や意見などはありませんか。</p> <p>質問等が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可といたします。</p> <p>次に、番号5について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局 担当委員	<p><議案朗読></p> <p>申請地の隣の畑で既に耕作されております。譲渡人、譲受人、仲介している不動産関係者は本木地区出身の方ですので、水利関係を含め特に問題なく、農地利用されるものと考えます。</p>
事務局 議長	<p>申請地にかぼちゃ、ジャガイモ、大根を作付けされます。自宅から10kmほどの農地です。</p> <p>この件について、質問や意見などはありませんか。</p> <p>質問等が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可といたします。</p> <p>次に、日程第2議案第14号農地法第4条の規定による許可申請の番号1について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局 担当委員	<p><議案朗読></p> <p>南側にはアパートがあり、北側はブロッコリーが植えてありました。申請人は農業をされておらず、申請地にアパートを建築をされます。上下水は東側の市道の公共のものに接続されます。雨水は集水し、前面道路の側溝へ排水されます。</p>
事務局	<p>造成費、建築費用を上回る融資証明書を添付して、資金計画書を提出いただいております。市農業委員会では、隣接農地所有者からの承諾印を頂いているところですが、今回、北側の農地所有者は、将来の農地利用を考え反対され、承諾されていません。</p> <p>しかしながら、他法を含め農地法上も問題のない申請のため、手続きを進める旨を伝えていただいております。</p>
議長	<p>この件について、ご質問や意見などはありませんか。</p>
農業委員	<p>都市計画の用途は何ですか。</p>

事務局 議長	用途は白字です。 他に、ご質問や意見などはありませんか。 質問等が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。賛成多数で許可といたします。 次に、番号2について、事務局の提案をお願いします。
事務局 担当委員	<議案朗読> 先月、農地法第3条許可を受けて取得された農地です。田で水はけがかなり悪いため、50cmほど地上げし農地改良をされ、オリーブ等の果樹を栽培されます。県道側と西側の水路は現況通り確保されます。
事務局 議長	造成費を上回る預金残高証明書を添付して、資金計画書を提出いただいております。 この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問等が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可といたします。 次に、関連がありますので番号3、4について一括して、事務局の提案をお願いします。
事務局 担当委員	<議案朗読> 以前からの違反転用の案件ですが、地域としてはイノシシやシカの被害が出るような荒廃農地となるよりは、適正な手続きをした施設ができることを望みます。
事務局 議長 農業委員 事務局 議長	4月に一度、新しい工場建設の農地法第4条許可申請をされましたが、県から差し戻されていた案件です。既存の工場も含めて、各法の許可の手続きを行い、再申請を依頼されていました。12月の市の農政推進協議会で農振除外について認めています。 建築基準法等について、都市計画関連の手続きは申請中です。敷地内にある里道、水路については、測量を行い、払い下げや交換の手続きをされます。農地法については、一体で申請を受け直し、始末書付きの追認の案件として取り扱っていきます。 この件について、ご質問や意見などはありませんか。 併用地のため池について、詳しく教えてください。 既に埋まって既存施設が上にありますが、申請者の親族の所有で、地域の水利等は関係無いようです。 他に、ご質問や意見などはありませんか。 違反転用の案件ですので感情的な面もあるかと思いますが、農業委員は、農地法の転

	<p>用基準に則って、審査をいただければと思います。</p> <p>質問等が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。賛成多数で許可といたします。</p> <p>次に、日程第3議案第15号農地法第5条の規定による許可申請の番号1について、事務局の提案をお願いします。</p>
<p>事務局 担当委員</p>	<p><議案朗読></p> <p>自己用住宅を建てられるとのこと。上下水は、北側の道路の公共のものに接続されます。雨水は道路対側の須多田川へ排水されます。水利組合と協議をされ、承認いただいております。</p>
<p>事務局</p>	<p>土地代、住居建設費を上回る融資証明書を添付して、資金計画書を提出いただいております。</p>
<p>議長</p>	<p>この件について、ご質問や意見などはありませんか。</p> <p>質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可といたします。</p> <p>続きまして、日程第4議案第16号公共事業に関する農地の一時利用届出について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 議長</p>	<p><議案朗読></p> <p>公共事業に係る一時利用です。ご確認をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、日程第5議案第17号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 議長</p>	<p><議案朗読></p> <p>農地の解約の通知です。ご確認をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、日程第6議案第18号福津市農用地利用集積化計画の策定について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 議長</p>	<p><議案朗読></p> <p>農用地利用集積化計画の策定です。</p> <p>この件について、ご質問や意見などはありませんか。</p> <p>基盤強化法に基づき農業委員会の同意が必要です。質問が無いようですので、採決に移ります。この件について同意される方は挙手をお願いいたします。全員同意ということで担当課へは、特に意見無しと回答します。</p>

事務局	<p>以上で議案の審議はすべて終わりました。</p> <p>(事務連絡等)</p> <p>以上を持ちまして第3回福津市農業委員会総会を閉会します。</p> <p>上記の議事録に相違ないことを確認いたしました。</p> <p>福津市農業委員会</p> <p>会長</p>
-----	---